

# 札幌市における公式アプリ等のあり方の検討に向けた調査研究業務 公募型企画競争提案説明書

令和7年札幌市告示第2993号に基づく企画競争については、札幌市契約規則、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令等に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

## 1 業務名

札幌市における公式アプリ等のあり方の検討に向けた調査研究業務

## 2 業務の概要

### (1) 業務の目的及び業務内容等

札幌市における公式アプリ等のあり方の検討に向けた調査研究業務仕様書（別添1）のとおりに

### (2) 告示日

令和7年7月14日（月）

### (3) 履行期間

契約締結日から令和7年12月26日（金）まで

### (4) 予算規模

4,994千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ なお、本業務について、上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定価格を示すものではない。契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

### (5) 契約

契約は、選定された優先交渉団体と本市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。また、選定された優先交渉団体との協議が不調に終わった場合には、選考において次点とされた者と交渉する場合がある。

## 3 企画提案を求める事項

企画提案書は仕様書（別添1）及び評価項目及び評価基準表（別添2）に基づき、以下の内容について作成すること。

### (1) 過去の実績について

本業務類似の過去の調査研究業務の実績を挙げ、そこから得られたノウハウ等の本業務への活かし方を示すこと。

また、過去に自治体公式アプリ又はそれに類似するアプリの導入支援等の実績がある場合は、その事例を示すこと。

### (2) 業務実施方針について

本業務の従事者、執行体制、実施方法、業務スケジュール、費用について示すこと。

### (3) 企画提案内容について

#### ア 先進事例の調査・整理

先進事例（他自治体及び民間企業等）の調査・整理について、具体的な手法・内容、想定する団体等について提案すること。

#### イ 市民アンケート調査

アンケート調査の実施手法や想定する調査内容について提案すること。  
仕様書に記載の調査方法のほか、より効果的かつ効率的な方法があれば提案すること。

#### ウ 勉強会の実施

職員の機運醸成に資する勉強会のイメージを示すこと。

#### エ 本市への提案

本市のアプリのあり方に関して提案する資料等について、想定する内容やイメージについて示すこと。

#### オ 独自提案

本業務の目的を達成するに当たって、提案者が効果的と考える項目があれば提案すること。

## 4 参加手続きに関する事項

### (1) 提出書類

#### ア 参加意向申出書（様式1）

#### イ 企画提案書（様式自由、A4、正副）

#### ウ 類似業務等実績一覧（様式自由、A4、正副）

#### エ 業務体制及び業務従事者一覧（様式自由、正副）

#### オ 業務費内訳書（様式自由、A4、正副）

#### 【提出書類に関する留意事項】

- 提出書類イ～オについては、正本及び副本の2種を用意することとし、正本に提案者名やログマーク等が表記されている場合、副本はそれらの表記を表示しないこと（非表示や黒塗り等で伏せること。）。

### (2) 日程（予定）

#### ア 企画提案の公募開始

令和7年7月14日（月）

#### イ 質問書提出期限

令和7年7月22日（火）17時00分まで

#### ウ 参加意向申出書・企画提案書等の提出期限

令和7年7月28日（月）17時00分まで

#### エ 審査

(ア) 一次審査（書類） 令和7年7月29日（火）（予定）

(イ) 二次審査（ヒアリング） 令和7年8月6日（水）（予定）

#### オ 契約締結

令和7年8月8日（金）以降（予定）

## ①質問の受付について

### 《質問方法》

質問書(様式2)に記載のうえ、電子メールで以下のアドレスに送付すること。件名は、「札幌市における公式アプリ等のあり方の検討に向けた調査研究業務に関する質問書」とすること。なお、電話、ファクスでの質問は受け付けない。

メールアドレス：[ictplan@city.sapporo.jp](mailto:ictplan@city.sapporo.jp)

### 《回答方法》

回答は電子メールにより随時行う。公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問書を受理した日から2日以内(土日・祝日を除く)に、質問と回答をホームページで公開する(質問を行った事業者名等は公開しない)。

なお、受付期限までに到着しなかった質問については、回答しない。

## ②参加意向申出書・企画提案書等の提出

### 《関係様式の入手方法》

札幌市公式ホームページにて公開する。

[https://www.city.sapporo.jp/kikaku/keiyaku/r7\\_appli-arikata.html](https://www.city.sapporo.jp/kikaku/keiyaku/r7_appli-arikata.html)

### 《参加意向申出書・企画提案書等の提出方法》

上記4(1)の書類について、電子メール等(4MB以上の場合はファイル転送サービス等を活用)で提出すること。件名は、「札幌市における公式アプリ等のあり方の検討に向けた調査研究業務に関する書類」とすること。

メールアドレス：[ictplan@city.sapporo.jp](mailto:ictplan@city.sapporo.jp)

### 【企画提案書等の提出に関する留意事項】

- ・ 審査は、提案者名を伏せて行うため、上記4(1)の留意事項を確認すること。

## ③審査について

### 《参加資格の確認》

下記5に基づき、業務委託契約の優先交渉団体選定のために設置する、「札幌市における公式アプリ等のあり方の検討に向けた調査研究業務企画競争実施委員会」(以下「実施委員会」という。)が参加資格の確認を行う。

### 《一次審査(書類)の実施》

審査事務を円滑に進める目的から、多数の企画提案書の提出があった場合には、評価項目及び評価基準表【別添2】に基づき、提出された企画提案書等の審査(評価)を行う。一次審査を通過する企画提案は、合計得点の高い順に5者程度とする。

なお、提案者が5者以下の場合は、一次審査を省略する。

### 《二次審査(ヒアリング)の実施》

一次審査を通過した提案者を対象として、プレゼンテーション及びヒアリングにより二次審査を実施する。開催場所及び方法については、提案者に対し別途通知する。

### 【ヒアリング審査に当たっての留意事項】

- ・ ヒアリング審査は、提案者名を伏せて行うため、審査においては、提案書等の提案者名を黒塗りにするなど必要な措置を行う。また、審査時には提案者名等が特定される名札や社員記章等は、あらかじめ外しておくこと。
- ・ 一次審査前に提出された企画提案書等に基づき説明をすることとし、追加資料の配布は認めない。
- ・ 審査時間は1提案者当たり20分（説明10分＋質疑応答10分）、出席者は総括責任者を含む最大3名までとし、順次個別に行う。

#### 《決定方法》

実施委員会の審査において最低基準点（当日の出席委員による合計得点の6割）を超えたもののうち、最も合計得点の高い提案をした者を、本業務にかかる契約の優先交渉団体として選定する。

最も合計得点の高い提案をした者が2者以上いる場合は、実施委員会の協議により契約候補者を選定する。

なお、提案者が1者のみであった場合は、実施委員会の審査において最低基準点（当日の出席委員の合計得点の6割）を超えた場合に限り、本業務にかかる契約の優先交渉団体として選定する。

#### 《審査結果》

一次審査結果は、確定後速やかに提案者全員に電子メールで通知するほか、別途文書により通知する。

二次審査結果は、確定後速やかに提案者全員に文書により通知する。

#### 《審査に対する疑義申し立て》

提案者は自らに対する評価に疑義があるときは、審査結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面（様式自由）により疑義を申し立てすることができる。

## 5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が「(大分類)一般サービス業、(中分類)情報サービス、研究・調査企画サービス業又はその他サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

## 6 参加資格の喪失

提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

## 7 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、その理由等について書面により疑義の申立てを行うことができる。

## 8 その他

- (1) 書類の作成・提出に係る費用は申込者が負担する。
- (2) 誤字等を除き、応募書類等提出後の内容変更および追加は、原則として認めない。  
ただし、やむを得ない事情があると市が判断した場合には、内容変更及び追加を認めることがある。
- (3) 書類に虚偽の記載があつた場合は、失格とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 企画案の著作権は提案者に帰属するが、札幌市が本件の選定の公表等に必要な場合には、札幌市は書類の著作権を無償で使用できることとする。
- (6) 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産を侵害するものではないことを保証する。
- (7) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (8) 提出書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。
- (9) 申込後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

連絡先・お問い合わせ先

〒060-0002

札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1-7 ORE 札幌ビル 8 階

札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部デジタル企画課

担当：高橋、畠山、大場

電話：011-211-2136

メールアドレス：ictplan@city.sapporo.jp

